

3. 事由ごとの共済金請求手続きに必要な書類および留意点

(3) 入院に関する共済金

ご請求にあたっては、当会所定の診断書が必要となります、他の書類で代替可能な場合があります。

代替が可能かどうかについては、以下A→B→C→Dの順にお手持ちの書類をご確認いただき、ご案内をいただきますようお願いいたします。

必要な書類		A・B・C・Dに共通して必要な書類
A	<input type="checkbox"/> 他の共済団体・保険会社所定の診断書のコピー	
B	<input type="checkbox"/> 医療機関発行の各種証明書のコピー ※「傷病名」や「入院期間」が記載された証明書	<input type="checkbox"/> 共済金請求書 <input type="checkbox"/> 自己申告書（※） (※左記「A」または「D」の書類で請求いただく場合は、提出不要です。)
C	<input type="checkbox"/> 診療明細書のコピー ※医療機関名の表示がない場合は領収書とセットでご提出ください。 ※自己申告書には「傷病名」や「入院期間」について漏れなくご記入ください。	<input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 事故発生通知書（※事故の場合のみ） <input type="checkbox"/> 事故を証明する書類（※事故の場合のみ）
D	<input type="checkbox"/> 当会所定の診断書	

※これらの書類以外に、追加で書類をお願いする場合もあります。

※共済金の支払い可否・金額については、実際に書類をご提出いただいた後の判断となります。

(4) 疾病障害に関する共済金

①共済金の種類

所定の身体障害（下表「共済金等を支払う場合」に当てはまる状態）となった場合に共済金をお支払いします。

＜共済金等を支払う場合＞

被共済者が共済期間中に特定の身体の障がいの状態になったとき

1. 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
2. 心臓に人工弁を置換したもの
3. 腎臓の機能を全く永久に失い、かつ、人工透析療法または腎移植を受けたもの
4. 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの
5. ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したまたは尿路変更術を受けたもの